



復興庁

Reconstruction Agency

平成28年度 税制改正の概要

平成27年12月
復興庁

平成28年度税制改正の概要

1. 復興特区関係

- (1) 機械等に係る特別償却等の特例措置の**5年延長**及び**要件の緩和***
*要件緩和：建築物整備事業(テナント建物)の構造要件について、まちなか再生計画に位置付けられた場合には、非耐火構造でも対象となるよう緩和
- (2) 被災雇用者等を雇用した場合の税額控除の特例措置の**5年延長**
- (3) 新規立地促進税制（再投資等準備金及び特別償却）の**5年延長**及び**要件の緩和****
**要件緩和：単年度3千万円の投資要件に加え、最大3事業年度内に5千万円の投資でも対象となるよう緩和（中小企業の場合）
- (4) 開発研究用資産に係る特別償却等の特例措置の**5年延長**
- (5) 地域の課題の解決のための事業を行う株式会社に対する出資に係る所得控除の**5年延長**

2. インフラ整備等関係

- (1) 防災集団移転促進事業の移転元地を利活用するために土地の交換を行った場合の登録免許税の**免税措置の創設（5年間）**
- (2) 防災集団移転促進事業と一体で行われる一団地の津波防災拠点市街地形成施設に準ずる事業の用に供される土地等の譲渡所得に係る特別控除(5,000万円)の**3年延長**
- (3) 特定住宅被災市町村の区域内にある土地等を地方公共団体等へ譲渡した場合の特別控除(2,000万円)の**5年延長**
- (4) 特定の資産(被災区域の土地等)の買換え等の譲渡所得に係る特例措置の**5年延長**

3. 被災代替資産関係

- (1) 被災代替資産等に係る特別償却の特例措置の**3年延長**
- (2) 被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置の**3年延長**
- (3) 被災自動車等の代替取得に係る車体課税の特例措置の**3年延長*****
***：自動車取得税については同税の廃止までの1年延長

4. 東日本大震災事業者再生支援機構関係

- (1) 機構の法人事業税の資本割の特例措置の**5年延長**
- (2) 「合理的な再生計画」に基づく経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の**3年延長**

1. 復興特区関係

(1) 機械等に係る特別償却等の特例措置の5年延長及び要件の緩和

[所得税、法人税]

- 適用期限を5年延長
- 特別償却
 - ・機械・装置 50%^{*}（平成31年4月1日以後に取得等をするものについては34%^{*}）
 - ・建物・構築物 25%（同日以後に取得等をするものについては17%^{*}）
- 税額控除（特別償却と選択適用）
 - ・機械・装置 15%（同日以後に取得等をするものについては10%^{*}）
 - ・建物・構築物 8%（同日以後に取得等をするものについては6%^{*}）
- 建築物整備事業（テナント建物）の構造要件について、まちなか再生計画に位置付けられた場合には、非耐火構造（木造等）でも対象となるよう要件を緩和
 - ※福島県においては特別償却について機械・装置は即時償却、建物・構築物は25%、税額控除について機械・装置15%、建物・構築物8%

(2) 被災雇用者等を雇用した場合の税額控除の特例措置の5年延長

[所得税、法人税]

- 適用期限を5年延長
- 被災雇用者等に対する給与等支給額の10%（平成31年4月1日以後に指定を受けた指定事業者については7%^{*}）を税額の20%を限度として控除
 - ※福島県においては10%

(3) 新規立地促進税制（再投資等準備金及び特別償却）の5年延長及び要件の緩和

[法人税]

- 適用期限を5年延長
- 中小企業者等の投資要件について、現行要件（指定を受ける事業年度に3,000万円以上の設備投資）に加え、最大3事業年度内で5,000万円以上の設備投資を行った場合、投資額計が5,000万円以上となった事業年度から再投資等準備金の積立額を損金算入できるよう要件を緩和

(4) 開発研究用資産に係る特別償却等の特例措置の5年延長

[所得税、法人税]

- 適用期限を5年延長
- 特別償却（50%^{*}（平成31年4月1日以後に取得等をするものについては34%^{*}））及び当該特別償却の対象となる開発研究用資産の償却費について研究開発税制を適用し税額控除
 - ※福島県においては即時償却

(5) 地域の課題の解決のための事業を行う株式会社に対する出資に係る所得控除の5年延長

[所得税]

- 株式会社により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合には、当該個人に対する所得税の課税において寄附金控除を行う措置の適用期限を5年延長

2. インフラ整備等関係

(1) 防災集団移転促進事業の移転元地を利活用するために土地の交換を行った場合の登録免許税の免税措置の創設 (5年間) 〔登録免許税〕

○復興整備事業の用に供するため公有地と当該事業が実施される一定の区域内の私有地の交換について、公有地を取得した場合の所有権移転登記に対する登録免許税の免税措置を創設

○適用期間は5年間

○なお、交換を行った場合の不動産取得税については、県条例での対応が可能

(2) 防災集団移転促進事業と一体で行われる一団地の津波防災拠点市街地形成施設に準ずる事業の用に供される土地等の譲渡所得に係る特別控除(5,000万円)の3年延長 〔所得税、法人税〕

○防災集団移転促進事業と一体で行われる一団地の津波防災拠点市街地形成施設に準ずる事業のために買い取られる旨の証明を受けた土地及び建物等を地方公共団体へ譲渡した場合における譲渡所得の特別控除(5,000万円)の適用期限を3年延長

(3) 特定住宅被災市町村の区域内にある土地等を地方公共団体等へ譲渡した場合の特別控除(2,000万円)の5年延長 〔所得税、法人税〕

○特定住宅被災市町村の区域内において、東日本大震災の復興事業の用に供するために土地等を地方公共団体等へ譲渡した場合における譲渡所得の特別控除(2,000万円)の適用期限を5年延長

(4) 特定の資産(被災区域の土地等)の買換え等の譲渡所得に係る特例措置の5年延長 〔所得税、法人税〕

○①被災区域内での買換え又は被災区域内から被災区域外への買換え(被災区域外への買換えは特定被災区域に限る)、②被災区域外から被災区域内への買換え等について、資産の譲渡をして、事業の用に供する資産を取得等した場合、当該譲渡資産に係る譲渡益の額に相当する金額の範囲内で圧縮記帳(課税繰延割合100%)ができる特例措置等の適用期限を5年延長

3. 被災代替資産関係

(1) 被災代替資産等に係る特別償却の特例措置の3年延長

[所得税、法人税]

- 東日本大震災被災により、①滅失又は損壊した建物、構築物、機械・装置等^{*}に代わるものとして取得等をして事業の用に供した資産、②取得等をして被災区域内で事業の用に供した建物、構築物、機械・装置等^{*}における特別償却（建物・構築物 12%、機械・装置等 24%（中小企業の場合））の適用期限を3年延長
※利用見込みを踏まえて対象資産を一部限定

(2) 被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置の3年延長

[固定資産税]

- 東日本大震災被災により、滅失又は損壊した償却資産に代わるものとして取得等をした償却資産に係る固定資産税の課税標準を2分の1とする特例措置の適用期限を3年延長

(3) 被災自動車等の代替取得に係る車体課税の特例措置の3年延長

[自動車重量税、自動車取得税、自動車税、軽自動車税]

- 東日本大震災により滅失等した被災自動車等に代わる自動車等を取得した場合の自動車重量税、自動車取得税、自動車税、軽自動車税の特例措置の適用期限を3年延長（自動車取得税については、同税廃止までの1年延長。環境性能割（仮称）については、導入後2年間非課税）

4. 東日本大震災事業者再生支援機構関係

(1) 機構の法人事業税の資本割の特例措置の5年延長

[法人事業税]

- 機構の法人事業税の資本割の特例措置（課税標準となる資本金等の額を20億円とする）の適用期限を5年延長

(2) 「合理的な再生計画」に基づく経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の3年延長

[所得税]

- 被災した法人について債務処理計画が策定された場合の経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の適用期限を3年延長

平成 28 年度税制改正の大綱

(復興庁関係部分)

一 個人所得課税

3 復興支援のための税制上の措置

(国 税)

- (1) 特定住宅被災市町村の区域内の土地等を地方公共団体等に譲渡した場合の 2,000 万円特別控除について、適用対象となる事業は東日本大震災からの復興のための事業であることを明確化した上、適用期限を 5 年延長する（法人税についても同様とする。）。
- (2) 特定被災区域内において防災集団移転促進事業と一体で行われる一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に準ずる事業の用に買い取られる土地等であることにつき国土交通大臣等の証明を受けたものを地方公共団体に譲渡した場合の 5,000 万円特別控除等の簡易証明制度の適用期限を 3 年延長する（法人税についても同様とする。）。
- (3) 復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例について、対象となる東日本大震災復興特別区域法の指定会社に係る同法の指定期限を 5 年延長する。
- (4) 被災した法人について債務処理計画が策定された場合の課税の特例について、適用対象となる内国法人の範囲を、その内国法人が金融機関から受けた事業資金の貸付けに係る債務の弁済につき中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の施行の日（平成 21 年 12 月 4 日）から平成 28 年 3 月 31 日までの間に条件の変更が行われたものとした上、適用期限を 3 年延長する。

(地方税)

- (1) 特定住宅被災市町村の区域内の土地等を地方公共団体等に譲渡した場合の 2,000 万円特別控除について、適用対象となる事業は東日本大震災からの復興のための事業であることを明確化した上、適用期限を 5 年延長する。
- (2) 特定被災区域内において防災集団移転促進事業と一体で行われる一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に準ずる事業の用に買い取られる土地等であることにつき国土交通大臣等の証明を受けたものを地方公共団体に譲渡した場合の 5,000 万円特別控除等の簡易証明制度の適用期限を 3 年延長する。
- (3) 被災した法人について債務処理計画が策定された場合の課税の特例について、適用対象となる内国法人の範囲を、その内国法人が金融機関から受けた事業資金の貸付けに係る債務の弁済につき中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の施行の日（平成 21 年 12 月 4 日）か

ら平成 28 年 3 月 31 日までの間に条件の変更が行われたものとした上、適用期限を 3 年延長する。

二 資産課税

1 復興支援のための税制上の措置

(国 税)

[新設]

〈登録免許税〉

- (1) 復興整備事業（被災市町村が集団移転促進事業により取得した土地を利用する事業に限る。）が実施される一定の区域内の土地に関する権利を有する者が、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に当該復興整備事業の用に供するため当該土地に関する権利を当該被災市町村に対し交換により譲渡し、当該交換により当該区域外の土地の所有権を取得した場合における当該土地の所有権の移転登記に対する登録免許税を免税とする措置を講ずる。

(地方税)

[延長]

〈固定資産税・都市計画税〉

- (2) 東日本大震災により滅失・損壊した償却資産に代わるものとして一定の被災地域内で取得等をした償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を 3 年延長する。

三 法人課税

4 復興支援のための税制上の措置

(国 税)

[延長・拡充等]

- (1) 復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度のうち復興産業集積区域に係る措置について、次の措置を講じた上、その適用期限を 5 年延長する（所得税についても同様とする。）。

- ① 機械装置の特別償却率を 50%（平成 31 年 4 月 1 日以後に取得等をするものについては、34%）（現行：普通償却限度額との合計でその取得価額までの特別償却（即時償却））とし、機械装置のうち同日以後に取得等をするものの税額控除率を 10%（現行：15%）に引き下げ、建物等及び構築物のうち同日以後に取得等をするものの特別償却率を 17%（現行：25%）に、税額控除率を 6%（現行：8%）に、それぞれ引き下げる。

(注) 福島県の地方公共団体の指定を受けた法人が取得等をするものについては、現行どおりとする。

- ② 建築物整備事業の用に供する建物等の範囲に、認定まちなか再生計画に基づくもので次のとおり現行要件を見直した要件を満たすものを加える。
- イ 耐火建築物であることとの要件を除外する。
 - ロ 延べ面積の下限要件を750㎡（現行：1,500㎡）に引き下げる。
 - ハ 地上階数が3以上であり、かつ、避難用屋上広場が設けられていることとの要件を除外する。
 - ニ 居住者等の利便の増進に寄与する施設の整備費の下限要件を2,500万円（現行：5,000万円）に引き下げる。
- (2) 復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の税額控除制度について、その適用期限を5年延長するとともに、平成31年4月1日以後に指定を受けた法人の税額控除率を7%（現行：10%）に引き下げる（所得税についても同様とする。）。
- (注) 福島県の地方公共団体の指定を受けた法人については、現行どおりとする。
- (3) 復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却制度等について、特別償却率を50%（平成31年4月1日以後に取得等をするものについては、34%）（現行：普通償却限度額との合計でその取得価額までの特別償却（即時償却））とした上、その適用期限を5年延長する（所得税についても同様とする。）。
- (注) 福島県の地方公共団体の指定を受けた法人が取得等をするものについては、現行どおりとする。
- (4) 被災代替資産等の特別償却制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する（所得税についても同様とする。）。
- ① 対象資産から非自航作業船、航空機、二輪の小型自動車、検査対象外軽自動車、小型特殊自動車、原動機付自転車及び鉄道車両を除外する。
 - ② 建物等及び構築物の特別償却率を10%（中小企業者等は12%）（現行：15%（中小企業者等は18%））に、機械装置、船舶及び車両運搬具の特別償却率を20%（中小企業者等は24%）（現行：30%（中小企業者等は36%））に、それぞれ引き下げる。
 - ③ 被災区域の定義について、実質的に事業又は居住の用に供することができなくなった建物等又は構築物の敷地が対象区域であることを明確化する。
- (5) 再投資等準備金制度について、次の措置を講じた上、その適用期限を5年延長する。
- ① 中小企業者等については、指定があった日を含む事業年度において3,000万円以上の投資をすることとの要件を満たしていない場合であっても、同日を含む事業年度開始の日から3年間で5,000万円以上の投資をしている

場合には、その投資額の累計が 5,000 万円に達した事業年度以後の各事業年度（その達した事業年度からその指定があった日以後 5 年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度に限る。）において本制度を適用できることとする。

② 準備金の取崩し期間を 5 年間（現行：10 年間）に短縮する。

（注）上記の改正は、平成 28 年 4 月 1 日以後に指定を受けた法人について適用する。

(6) 震災特例法に係る特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、被災区域である土地等又は建物等から国内にある土地等又は事業用の減価償却資産への買換えに係る買換え資産の対象区域を被災区域又は東日本大震災復興特別区域法の特定被災区域に限定した上、その適用期限を 5 年延長する（所得税についても同様とする。）。)

（地方税）

〔延長〕

(1) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に係る法人事業税の資本割の課税標準の特例措置の適用期限を 5 年延長する。

四 消費課税

2 車体課税の見直し

（地方税）

(2) 自動車税及び軽自動車税における環境性能割（仮称）の創設

⑥ 用途、構造等による特例措置

ニ 被災代替自動車の取得に係る環境性能割について、非課税とする措置を平成29年4月1日から2年間に限り講ずる。

4 復興支援のための税制上の措置

（国 税）

〔延長〕

(3) 被災自動車等の使用者であった者が取得する自動車に係る自動車重量税の免税措置の適用期限を 3 年延長する。

（地方税）

〔延長〕

〈自動車取得税〉

(1) 被災代替自動車の取得に係る自動車取得税の非課税措置の適用期限を 1 年延長する。

〈自動車税・軽自動車税〉

(2) 自動車税及び軽自動車税の非課税措置の適用期限を次のとおり3年延長する。

- ① 平成28年度に被災代替自動車等として取得された自動車等については平成28年度分及び平成29年度分の、平成29年度に被災代替自動車等として取得された自動車等については平成29年度分及び平成30年度分の、平成30年度に被災代替自動車等として取得された自動車等については平成30年度分及び平成31年度分の自動車税及び軽自動車税を非課税とする措置を講ずる。

(中略)

以上